

安定

経営安定化資金の融資拡充について

融資条件の拡充を図り安定的な経営を支援します。

経営安定化資金は、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている病院、診療所および介護老人保健施設の経営の安定化を図るための長期運転資金をご融資する制度です。

平成22年4月から貸付利率の引下げや、個人保証を必要としない制度の創設など、更にご利用しやすくなりましたのでご案内いたします。

ご利用いただけるお客さま

病院、診療所および介護老人保健施設を開設されている方で、経営環境変化により資金繰りに困難をきたしている医療機関の経営者の方

ご融資の条件

1. 融資額	病院 7億2千万円以内 介護老人保健施設 1億円以内、診療所 4千万円以内 (ただし、担保価格の範囲内の額)
2. 融資利率	個人保証がある場合：年1.2% (平成22年4月1日予定) 個人保証がない場合：年1.4% (平成22年4月1日予定)
3. 融資期間	病院 10年以内 (うち据置期間1年以内) 介護老人保健施設及び診療所 7年以内 (うち据置期間1年以内)
4. 担保	原則不動産担保の提供が必要となります。 〔1千万円までは無担保融資可能 不動産担保がない場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能〕
5. 個人保証	1名以上 (担保がある場合には個人保証をとらない融資制度を創設)
6. お申込期間	平成23年3月末まで
7. その他	機構で行う経営診断を受けていただきます。

※ご融資には審査があります。

お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

● 開設地が東日本(北海道～三重県)の場合
東京本部 医療貸付部医療審査課 TEL 03-3438-9937
FAX 03-3438-0659

● 開設地が西日本(福井県～鹿児島県)の場合
大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219
FAX 06-6252-0240